

所

論

諸

論



木下 誠也

愛媛大学教授

低入札は、請負の入れが一般化した17世紀から現在に至るまで徐々古くて新しい問題である。最近では、いわゆる「官製調査事件」が発表し05年12月に大手ゼネコン4社が「談合決別宣言」をして以来、異常に低い価格で落札するタインピングが自立つようになつた。

990年代以降、低入札は大きな問題となつていい。価格のみでなく既往の業績を重視して落札者を決定する傾向に転じてまた、その大きな要因と思われる

やうい状況は今も続いている。入札制度に根本的な問題はないだろうか。

アメリカにおいては、1ド等の發行に伴う審査により、他者に比べて著しく安い

海外にみる低入札防止策

いれに対して発行ボンドの引受けを拒否する場合もあり、低入札を抑制する効果がある。また、入札参加者が入札前に下請業者がう見積りを取り、それを踏まえて入札価格を設定する場合が多い。このため、下請叩きによるような入札価格が設定されにくい状況にある。

ヨーロッパにおいては、建設投資の伸び悩みが顕著となりた1980年代に低入札が大きな問題となり、04年のEU調達指令に我が国(「低入札価格調査制度」)に相当する低入札防止策が検討項目を明確にして規定された。特にフランスでは、「2001年公共調達法典」により、最低価格入札

を落札とする価格競争型入札を廃止し、価格以外の要素を含めて総合評価して落札を決める方式を落札基準とした。また、低入札を排除するための検討項目を明確化した。(これ以降、低入札は大きな問題となつて

いない。『2004年公共調達法典』によって価格のみによつとして復活したが、この方式の適用は価格だけが間違となる物品等に限定されたりむしろ競争的対話方式など多様な調達方式が導入されたため、低入札が発生しにくい環境が醸成された。このため、発注者が国では05年以降、総合評価落札方式の導入を進められていた。これが田中では05年以降、総合評価落札方式の導入を推進するため、低入札が発生しにくい環境が醸成されただけだ。このため、発注者は個別の算定を検査していないのが現状である。このため、調査基準価格を下回る入札について発注者が調査を行ない調査書の契約履行の可否を技術的に判断するこれが極めて困難となつている。

今後の入札契約制度の見直しにあたっては、(こういった問題を認識し、技術重視で入札者の選定を可能にし得るよう「交渉方式」を導入するとともに、予定価格制度と併せて算定のあり方を見直して、低入札排除の判断基準を明確化する必要があると考えられる。